

事業者向け

～脱炭素社会の実現に向けて～

太陽光発電設備や蓄電池等の導入を補助

太陽光発電設備

補助金額

7.5万円/kW
上限容量50kW



- FIT、FIPの認定を受けていないこと
- 発電する電力量の50%以上を自家消費すること
- 敷地外に導入する場合は、自営線にて供給すること

蓄電池

補助金額

(設備費+工事費)×1/3
上限容量50kWh



- 補助対象の太陽光発電設備と同時設置すること
 - 家庭用設備(4,800Ah・セル相当のkWh未満)を設置する場合
 - ・蓄電池の設備費等が、15.5万円/kWh以下であること
 - 業務用設備(4,800Ah・セル相当のkWh以上)を設置する場合
 - ・蓄電池の設備費等が、19万円/kWh以下であること等
- ※蓄電池のみの購入は対象外

高効率空調機器
高機能換気設備
高効率照明機器
高効率給湯機器
コージェネレーションシステム

(設備費+工事費)×1/2
上限額60万円

- 高効率空調設備(改修):従来の機器に対して30%以上の省CO2効果
- 高機能換気設備(改修):全熱交換器
- 高効率照明機器(改修):調光制御機能を有するLEDのみ
- 高効率給湯機器(改修):従来の機器に対して30%以上の省CO2効果
- コージェネレーションシステム※(新規導入・改修)
 - ※都市ガス・LPG等を燃料として発電し、その際に生じる排熱も同時に利用するシステム

実施期間

2024年(令和6年)6月3日(月)～2025年(令和7年)2月28日(金)

※予算の範囲内で受付するため、早期に受付を終了する可能性があります。

対象者

- (1)次のいずれかに該当する者
- ・市内の自らが事業を営む事務所又は事業所(店舗併用住宅を含む)に補助対象設備を設置する法人又は個人事業者
 - ・PPAモデル(第三者所有モデル)により、市内の事務所又は事業所(店舗併用住宅を含む)に創エネ・蓄エネ設備を提供する者
 - ・リース等により、市内の事務所又は事業所(店舗併用住宅を含む)に補助対象設備を提供する者
- (2)市税を滞納していない者

※申請者と、設置場所・自家消費場所の所有者が異なる場合は、所有者の承諾書が必要

補助金の交付には条件があります。必ず、HPを確認してください。



【問い合わせ】

福山市経済環境局環境部環境総務課
電話番号:084-928-1071

詳しくはこちらから
福山市ホームページ



福山市 太陽光 蓄電池 補助 検索